

令和3年10月11日（月） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	青木 淳子
副委員長	稗田美菜子	
委員	古濱 薫	議長	青木 健
”	藤江 竜三	副議長	藤田 貴裕
”	柏木 洋志		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○協議事項

◎議長挨拶

- 議題 1. 国立市議会会議規則の一部改正について
2. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 まず初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【青木健議長】 おはようございます。着席のまま失礼させていただきます。

本日はお忙しい中、御参集を賜り、誠にありがとうございます。本日の議題は、会議規則の一部改正と、それから議会基本条例の点検についてということでございます。特に基本条例につきましては、私も議長選に立候補するに当たりまして、点検、見直しということについては、皆様方をお願いをさせていただいた点でございますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

1点だけ申し上げさせていただきたいと思いますのは、今日午後からクニビズの設立に当たりましてのシンポジウムが行われますけど、まさにこれこそ議会基本条例でいうところの議会から提案をして、当局がそれを受けて実現してきたという、政策形成サイクルに合致するのではないかと考えております。今後、皆様方のお知恵を頂きながら、議会からの発信による政策の提言を進めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひさせていただきます。御挨拶に代えさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○【高柳貴美代委員長】 議長、ありがとうございました。

それでは、協議事項に沿って議事を進めてまいります。



議題1. 国立市議会会議規則の一部改正について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、国立市議会会議規則の一部改正についてに入ります。欠席の届出関係と請願書への押印関係の大きく2点の検討事項があるかと思ひます。これらについて、各交渉団体に先日お持ち帰りいただきましたので、御意見を承りたいと存じます。いかがでしょうか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 私たちのほうでは、まず、請願書については標準の、今、新旧対照表もありましたけれども、そちらのほうで構わないのではないかなと思ひます。

また、欠席届について、こちらで事前に頂いている国立市のもとの標準市議会会議規則の対照のものなんですけれども、こちらについては、むしろこっちについては国立市のほうがいいんじゃないかと、今のままだいいんじゃないかと感じるどころであります。結局、理由としましては、標準のほうには期間の規定が盛り込まれていますけれども、その期間というのも、本人の体調や状況というのも人それぞれなので、それに対応できるような柔軟さを持っていたほうがいいのではないかなと考えるところあります。

ただ、もし期間を定める義務がある、それに類するということであれば、おおむね産前・産後で各8週、また、職員の規則などを見ると多胎出産のときの規定があるようで、そちらに合わせて規定するのがいいのではないかなと思ひます。職員の場合は産前が14、産後が8週間だそうで、そういうのも合わせて規定するとよいのではないかなと思ひます。以上です。

○【藤江竜三委員】 請願書の記載事項等につきましては、標準市議会会議規則に準拠する形で進め

ていくのがよいかというように考えております。そして、欠席の届出事由については、具体的な日数を定めることなどについて、少し議論を深める必要があるかなというように考えておまして、具体的に日数を定めたほうが、逆に休みの期間を十分に取やすいという考え方もあります。このように自由を取ってくださいというふうになりますと、やはり最小限というか、かえって取りづらい、休んでもいいんだよというふうになると、なかなか、今の職員さんの規定のほうでも休んではいいとなっているけど、取りづらいというふうに男性のほうは特になっているという話も伺います。そういった中で、具体的にもう少し話し合う必要があるのではないかと考えております。

また、標準市議会会議規則ですと、公務というところも入っています。この公務を入れる必要はあるかというように考えているんですけども、ただ、その公務、議会よりも公務を優先すべき場合の定義づけといったところも少し話し合っておく必要があるのかなというように考えております。具体的には、議長において、全国市議会議長会などで役員に入ったときなど、そういったときにもしかしたら議長が欠けてしまうといったことがあるかもしれない。そういったときのことを想定しておく必要があるのかなというように考えております。以上です。

○【青木淳子委員】 まず、請願書に関しては、標準市議会会議規則に倣うのでよいのではないかという意見でございます。そのほかの欠席に関してですけれども、何点か協議を皆さんでしたほうがいいのではないかという意見が出ました。

まず1点目が、先ほど藤江委員も言われましたが、公務に関してであります。国立市議会として公務で欠席したという事例が今まであったのか。ここは確認をした上で、その上で国立市議会として公務を入れるべきなのか、必要性の有無をしっかりと協議していく必要があるかなと思います。

それから、国立市議会会議規則では、その他の事故というふうな記載にしておりますが、標準市議会では、その他のやむを得ない事由というふうにしてあります。これに関しても、市議会としては事故というのが通例なのかもしれませんが、一般的な社会における事故という捉え方、概念と隔たりがあるので、その他のやむを得ない事由に変更してもいいのではないかということで一致しております。

それから、標準市議会では配偶者の出産補助というふうに第2条第1項に入れていまして、国立市議会としては、第2項に本人または配偶者の出産とまとめてありますので、国立市議会として、このまとめた表現でいいのではないかというふうに考えます。標準市議会では配偶者の出産補助というふうにありますけれども、国立市議会の本人またはその配偶者の出産のためというふうにありますので、あえて出産補助というふうに入れなくても、このままでいいのではないかなと思います。

それから、期間に関してであります。標準市議会会議規則は、厚労省の母性保護に係る専門家会議報告書、平成8年、これを基に労働基準法でこの日程が決まっていると思いますけれども、国立市議会においてはあえて日数を定めなくて、議員としては労働者という立場では全くありませんので、自分たちで考えて日数を定めても、このままでいいのではないかなと思います。私からは以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 全体的な方針としては、他の会派の皆さんがおっしゃっていた方針でというふうにして私たちの会派でもお話をしてみたいと思います。押印については、標準市議会会議規則に準ずる形で進めていくのがいいのではないかということ。

それから、欠席の規定については、やはり議論を深める必要があるのかなというのがあります。会派という交渉団体の中でお話をさせていただいたのが、実際、私も国立市の規定の中で出産をさせていただいた経験を踏まえると、1人目のときにはまだ規定がなかったもので、産後すぐ出なければい

けないという意識がすごくありました。ですけれども、2人目になってみたときに、実際産んでみたら2人目の体調があまり思わしくなかったという事情が発生したのと同時に、2人になるとこれだけ大変なのかという、想像ができていないということに気がついたので、標準市議会会議規則における産前6週間、産後8週間というのだけでは、やはり母体においてもリスクとは言いませんけれども、復帰しなければいけないという意識が強いと思いますので、私自身は、産前は6週間休まずに直前まで働いておりましたが、産後はむしろ逆に4か月、定例会の合間でしたので16週間近くお休みをさせていただきました。それがとても助かったという事情がありまして、2人目の子の通院と1人目のケアというのに非常に助かった国立市議会のルールだったという経験が私自身にありますので、休みやすい規定をどうつくっていくのかということや議論していくのがいいのかなど。それは数値を書くのがいいのか、数値を書かないほうがいいのか。私の経験としては、書かないで自ら決めるのがよかったと思っておりますので、そういう議論を皆さんと共に深められるのがいいのではないかと考えております。

それから、先ほど公明党さんからもありましたが、国立市においては出産の規定を第2項にまとめてあります。実際、私自身も出産している中でパートナーの支えは非常に重要だったので、本人とパートナーを分けた標準市議会会議規則ではなく、出産を独立した形の国立市議会の会議規則のほうが出産においては休みやすいのかなというふうに体感としてはあります。

それから、配偶者という名称も、国立市においては、女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例など制定しておりますので、それに準じたパートナーという表記だとか、そういうことが必要なのかなというふうに交渉団体の中では議論をしまりました。

それから、その他の事故です。国立市ではその他の事故というふうに書いてありますが、事故という表現があまりなじみがないので、ここについては標準市議会会議規則のその他のやむを得ない事由というのがいいのではないかと考えております。

また、公務についても規定は確認等定める必要があるのかなと思いますので、欠席のところについては様々議論が必要かなと考えております。私からは以上です。

○【古濱薫委員】 虹の交渉団体が話し合われたことは、今、稗田委員が発言してくださったとおりであります。また、他の委員がおっしゃるように出産前後の期日を縛ることであるとか、公務の内容であるとか、また、事故という表現について一般的な感覚と、あと私たちの立場であるとかを鑑みて、私ももう少し皆さんとそういったことを、議論を深めていきながらつくっていければいいと思います。

配偶者という呼び方についても、稗田委員が発言してくださったように、私もパートナーですとか言い換えたほうが合っているのかなと思います。今、直近の経験を稗田委員が話してくださいましたし、また、子育て真っ最中の委員もおりますし、経験者も議員の皆さんの中にもおりますので、様々な経験ですとか皆さんの御意見で、今後深めていきたいと思っております。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。今、皆さんから御意見を承りました。それをまとめてみますと、請願書の押印関係につきましては、標準市議会会議規則のとおりでいいというような結果が出たかと思えます。

一方、欠席の届出関係は非常に内容もセンシティブなものなので、これからしっかり協議を進めていかなければならないということが分かりました。今、出た御意見としては、公務に関しての必要性の有無、また、公務をどのように限定していくかというような御意見もありました。文章の中のその他の事故というところの事故という取扱いは少し分かりにくいので、事由というような形に変えるの

がよいのではないかという御意見もありました。

それから、一番多く出たのが期間を入れるか、入れないかということだと思います。この辺に関しては、これから私も丁寧に皆さんで協議をしっかりと進めていきたいと思っております。

あとは配偶者の規定の問題です。国立市におきましては、パートナーシップ条例とかもございまして、この辺のところもしっかり話し合うべきだという御意見がありました。大体5つぐらいでございましょうか、皆さんから御意見を頂きました。

では、ここで暫時休憩を取ります。

午前10時14分休憩



午前10時45分再開

○【高柳貴美代委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

暫時休憩中に皆様に深く協議を行っていただきました。先ほど頂きました皆様の御意見をおまとめいたしますと、まず、国立市議会会議規則と標準市議会会議規則を見たときに、産前・産後休暇の期間を定めるか、定めないかということに関して、また、2つ目として、本人またはその配偶者の出産を国立市議会会議規則では1つにしてありますが、こちらを1つにするか、標準市議会会議規則のように別々にするかということについても考えていきたいということ。それから、3番目は公務に関してということで、公務を入れるか、その必要性の有無と規定をつけるか、つけないか。また、議長の公務に関して同時に考えていただきたいということ。それから、4番目は配偶者ということですが、国立市にはパートナーシップ条例、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例がございまして。この辺をしっかりと踏まえて、配偶者の規定ということも考えていきたいということ。そして、最後5番目、事故の規定、事故を事由に変えるという、その事故の規定ということに関して、この5つのことを交渉団体にお持ち帰りいただきまして、より深く協議を進めていただきまして、次回その結果を教えてくださいたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

あと1点ですが、請願書の押印の関係でございまして。そちらのほうは、皆様に御意見を伺いましたところ、ほぼ標準市議会会議規則のとおりでよいというような御意見を頂きました。そこで、請願書への押印関係に係る会議規則の規定と先例の改定案について、議会事務局に作成していただきますようお願いを致しまして、本日資料として配付させていただいております。まずは、この資料について、議会事務局より説明をお願いしたいと思います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御説明いたします。議会運営委員会資料をお配りしておりますので御覧ください。

初めに、会議規則の改定案でございまして。議会運営委員会資料No.4におきまして、新旧対照表の形式でお示しをしております。会議規則第82条でございまして。第1項でございまして。第1項は、個人が請願を提出する場合の要件を規定しております。表中の新しい列を御覧ください。「請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日および請願者の住所を記載し、請願者が署名または記名押印をしなければならない」と規定してございまして。

続いて、第2項は、法人が請願を提出する場合の要件でございまして。「請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称および所在地を記載し、代表者が署名または記名押印をしなければならない」と規定してございまして。

第3項は紹介議員の規定で、「前2項の請願を紹介する議員は、請願書に署名または記名押印しな

ければならない」と規定してございます。現行の規定は表中の旧の列になります。この比較では、第1項では丸括弧の部分に法人が請願書の提出者となった場合の規定がございしますが、改定案ではその規定を削除し、第2項に新たに規定しております。

また、現行の規定では提出要件として、請願者の記名押印を求めています。改定案ではそれに加えて、自署によることも選択できることとしております。これらの内容につきましては、標準市議会会議規則の改定におおむね倣ったものとしてございます。

次に、先例の改定でございます。請願・陳情の賛成署名簿に係る先例でございます。賛成署名簿については、請願・陳情に賛意を示すもので、賛成者は、請願・陳情の提出者と同様に取り扱われることから、同じ要件が求められております。

先例409につきましては、議会運営委員会資料No.5を御覧願います。この先例は、表中の旧の列となります。現行、「請願・陳情の賛成署名簿については、押印がなくてもサインまたは拇印があれば認める」としているところでございます。この意義につきましては、会議規則上は記名押印が必要な賛成者について、便宜的に押印がなくてもサイン等で賛成者を認めているところでございます。会議規則が改定された場合、提出要件に自署が追加となりますので、その点について整理をする必要がございます。

具体的には、資料の表中の新しい列を御覧願います。「請願・陳情の賛成署名簿については、記名する場合、押印がなくてもサインまたは拇印があれば認める。なお、自署する場合、押印等は不要である」との先例に改定してございます。説明は以上でございます。御協議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 説明が終わりました。このことについて質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、会議規則第82条及び先例409について、議会運営委員会資料No.4及び同資料No.5のとおり確認を致したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、そのとおり決定いたします。

以上で議題1を終わらせていただきます。



議題2. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 議題2、議会基本条例の点検についてに入ります。前回、議長より諮問がありました事項でございます。本日は、以前、議長宛てに提出していただいている各会派の意見等の写しを配付いたしております。前回、各交渉団体へ持ち帰りいただいておりますが、新たな資料をお示ししておりますので、本日もお持ち帰りいただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのとおり決定いたします。

以上で議題2を終わります。

ここで、次回の日程調整のため、暫時休憩と致します。

午前10時54分休憩



午前10時56分再開

○【高柳貴美代委員長】 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

次回の日程を確認させていただきます。11月16日火曜日10時からとさせていただきます。よろしく
お願いいたします。



○【高柳貴美代委員長】 以上をもちまして、議会運営委員会を散会と致します。

午前10時56分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年10月11日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代